

# 高知県公報

**発行**  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
**発行日**  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目 次

告 示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施（2件）（工業振興課）	1
○保安林の指定予定の通知（2件）（治山林道課）	3
○保安林の解除予定の通知（ ）（ ）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（ ）（ ）	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	4
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	4
公 告	
○令和6年二級建築士試験の実施（建築指導課）	4
○令和6年木造建築士試験の実施（ ）（ ）	4
監査公表	
○定期監査の執行結果（総務部須崎県税事務所ほか）	5
入札公告	
○一般競争入札（令和6年度仮想化サーバの借入れ）の公告（警察本部会計課）	10

## 告 示

### 高知県告示第94号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
室戸市	令和6年4月15日	午前11時から正午まで及び午後1時から午後2時まで	室戸市佐喜浜生活改善センター
〃	〃	午後3時から午後	室戸岬公民館

		4時30分まで	
〃	令和6年4月16日	午前9時30分から午前11時まで	羽根公民館
〃	〃	午後1時から午後3時30分まで	吉良川公民館
〃	令和6年4月17日	午前9時30分から午前11時30分まで	高知県漁業協同組合権名支所
〃	〃	午後1時から午後4時まで	室戸市保健福祉センター
〃	令和6年4月18日	午前9時から正午まで	〃
東洋町	令和6年4月22日	午後1時30分から午後3時30分まで	ふれあい館なごみ
〃	令和6年4月23日	午前9時30分から午前11時30分まで	野根地区公民館
田野町	令和6年5月7日	午前10時から正午まで	田野町役場
安田町	〃	午後1時から午後3時まで	安田町役場
馬路村	令和6年5月8日	午前9時30分から午前10時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所
〃	〃	午後1時から午後3時30分まで	馬路村役場
北川村	令和6年5月13日	午前10時30分から正午まで	北川村役場
奈半利町	〃	午後1時から午後3時30分まで	奈半利町役場
芸西村	令和6年5月14日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村民会館

南国市	令和6年5月20日	午前10時から正午まで	岡豊ふれあい館
〃	〃	午後1時から午後3時30分まで	高知県農業協同組合日章支所
〃	令和6年5月21日	午前10時から午前11時30分まで	高知県農業協同組合十市支所
〃	〃	午後1時30分から午後3時まで	稲生ふれあい館
〃	令和6年5月22日	午前10時から正午まで	高知県農業協同組合久礼田支所出荷場
〃	〃	午後1時から午後4時まで	高知県農業協同組合長岡支所
〃	令和6年5月23日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後4時まで	南国市役所北車庫前
安芸市	令和6年5月27日	午前10時30分から午前11時30分まで	赤野公民館
〃	〃	午後1時から午後2時まで	高知県農業協同組合あき東支所
〃	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	伊尾木公民館
〃	令和6年5月28日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館西側車庫
〃	令和6年5月29日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃
大川村	令和6年5	午前11時15分から	大川村山村開発セ

	月30日	午前11時45分まで 及び午後1時から 午後2時30分まで	ンター			4時まで				2時30分まで	四万十株式会社
大豊町	令和6年6月3日	午前11時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	高知県農業協同組 合大田口支所集出 荷場前	〃	令和6年7月2日	午前10時30分から 午前11時30分まで	上分公民館	〃	令和6年9月5日	午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後4時まで	四万十町役場本庁 東庁舎
〃	令和6年6月4日	午前9時30分から 午前11時30分まで	大豊町農工センタ ー前	〃	〃	午後1時から午後 3時30分まで	須崎公民館	中土佐町	令和6年9月9日	午前10時30分から 午前11時45分まで	中土佐町スポーツ 文化センター
本山町	〃	午後1時から午後 4時まで	本山町役場	〃	令和6年7月3日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	〃	〃	〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	中土佐町役場大野 見振興局
土佐町	令和6年6月5日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後2時まで	土佐町農村環境改 善センター	津野町	令和6年7月8日	午前9時から正午 まで	津野町役場本庁舎	〃	令和6年9月10日	午前10時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 2時まで	中土佐町民交流会 館
〃	令和6年6月6日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時まで	土佐町役場	〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	津野町役場西庁舎	室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知	令和6年4月1日から 同年12月25日まで(日 曜日及び土曜日並びに 国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第 178号)第3条に規定 する休日を除く。)	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	高知県工業技術セ ンター
佐川町	令和6年6月11日	午前10時30分から 午前11時30分まで	高知県農業協同組 合佐川支所黒岩事 業所	檮原町	令和6年7月9日	午前9時から正午 まで	檮原町役場	日高村	令和6年7月16日	午前10時30分から 午前11時30分まで	岩目地地区ふれあ いプラザ
〃	〃	午後1時から午後 3時まで	高知県農業協同組 合斗賀野支所	〃	〃	午後1時から午後 2時30分まで	日高村保健センタ ー	〃	〃	午後1時から午後 2時30分まで	日高村保健センタ ー
〃	令和6年6月12日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	佐川町役場	四万十町	令和6年9月2日	午前10時から午前 11時まで	四万十町仁井田町 民会館	〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	四万十町大正健康 管理センター
越知町	令和6年6月13日	午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	越知町役場	〃	令和6年9月3日	午前10時から午前 11時30分まで	四万十町昭和基幹 集落センター	〃	〃	午後1時30分から 午後4時まで	四万十町役場十和 地域振興局
須崎市	令和6年7月1日	午前10時から午前 11時30分まで	浦ノ内公民館	〃	令和6年9月4日	午前9時30分から 午前11時まで	高知県農業協同組 合興津支所やさい 集出荷場	〃	〃	午後1時から午後	当農支援センター
〃	〃	午後1時から午後	多ノ郷公民館	〃	〃	午後1時から午後	当農支援センター				

町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町			
---------------------	--	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

(2) 検査対象区域

室戸市、安芸市、南国市、須崎市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、日高村、津野町及び四万十町

(3) 検査年月日

令和6年4月1日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）

高知県告示第95号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、	令和6年10月16日及び17日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

三原村及び黒潮町			
----------	--	--	--

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

(1) 特定計量器の種類

皮革面積計

(2) 検査対象区域

土佐市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

(3) 検査年月日

令和6年10月16日及び17日

高知県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

室戸市室戸岬町字城山7009、7010

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山7009・7010（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

吾川郡いの町長澤字フタマタ72の1、183、宇栃谷213の1、213の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第98号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 解除予定に係る保安林の所在場所

土佐郡大川村朝谷字ヲス谷142の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

高知県告示第99号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和41年2月農林省告示第133号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部治山林道課並びに係務所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第100号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

いの町中ノ川

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡いの町中ノ川字ススノ畝	228番4
2	〃 〃 〃 〃	228番1
3	〃 〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃 〃	〃
6	〃 〃 〃 〃	228番4

(2) 区域

標柱1から6までを順次に直線で結んだ線及び標柱6と1を町道中野川線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

**高知県告示第101号**

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

- 高岡郡佐川町本郷字清水2201番2地先から字龍門2181番地先に至る延長97メートルの道
- 高岡郡佐川町字宮ノ奥乙1072番地1地先から字ブチ岩乙1125番3地先に至る延長210メートルの道
- 高岡郡佐川町中組字ミゾタ572番地先から字廣岡山1629番16に至る延長493メートルの道

-----  
公 告  
-----

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年二級建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 受験資格

受験資格を有する者は、令和6年7月6日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続

(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から同月15日(月)まで

イ 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

令和6年7月7日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和6年9月15日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料

18,500円

5 合格者の発表日及び可否の通知

(1) 合格者の発表日

ア 学科の試験の合格者

令和6年8月26日(月) (予定)

イ 設計製図の試験の合格者

令和6年12月5日(木) (予定)

(2) 可否の通知

学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試

験の成績を併せて通知する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。



建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和6年木造建築士試験を次のとおり行う。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定に基づき、高知県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和6年3月1日

高知県知事 濱田 省司

1 受験資格

受験資格を有する者は、令和6年7月27日(土)において建築士法第15条各号のいずれかに該当する者とする。

2 受験の申込み手続

(1) 受験申込みの受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和6年4月1日(月)から同月15日(月)まで

イ 受付時間

受付を開始する日の午前10時から受付を終了する日の午後4時まで

(2) 受験申込みの方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(https://www.jaeic.or.jp/)において、必要な事項を入力して申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障害がありインターネットの利用が困難である等)は、令和6年4月8日(月)までに公益財団法人建築技術教育普及センターに申し出ること。

3 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 学科の試験

令和6年7月28日(日)午前10時10分から午後5時20分まで

イ 設計製図の試験

令和6年10月13日(日)午前11時から午後4時まで

(2) 試験の場所

高知市棧橋通二丁目11番6号 高知県立高知工業高等学校

4 受験手数料



- 18,500円
- 5 合格者の発表日及び可否の通知
  - (1) 合格者の発表日
    - ア 学科の試験の合格者  
令和6年8月26日（月）（予定）
    - イ 設計製図の試験の合格者  
令和6年12月5日（木）（予定）
  - (2) 可否の通知  
学科の試験及び設計製図の試験の受験者には、それぞれ可否の判定結果を通知し、それぞれの試験の不合格者には、試験の成績を併せて通知する。
- 6 その他
  - (1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において公表する。
  - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月1日

高知県監査委員	加藤	漢
同	田中	徹
同	奥村	陽子
同	五百蔵	誠一

定期監査結果報告（令和5年度第3回）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、定期監査の結果を下記のとおり報告する。

記

- 第1 監査の概要
  - 1 監査の種類  
地方自治法第199条第1項の規定による監査のうち同条第4項の定期監査
  - 2 監査の対象  
監査対象機関225機関（出先機関121機関を含む。）のうち出先機関77機関（別表1のとおり）
  - 3 監査の着眼点（評価項目）  
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかとした。
  - 4 監査の実施内容  
令和4年度の業務を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等の方法により、監査委員による監査及び事務局職員による監査を実施した。  
また、本年度も、土木工事及び建築等工事の専門知識を有する公益社団法人に調査を委託して、実地調査等による方法により、工事監査を実施した。
- 第2 監査の結果  
前記のとおり監査を実施した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。  
実施機関別には是正又は改善を要する事務として、指摘事項、注意事項及び検討事項としたものは、別表2のとおりであり、事務区分別では、別表3のとおりである。  
なお、是正又は改善を要する事務のうち指摘事項及び検討事項としたものは、次のとおりである。
  - 1 指摘事項
    - (1) 総務部須崎県税事務所  
令和4年11月に収納した法人県民税及び法人事業税について、令和4年度歳入とするべきところ令和5年度歳入としていたものがあった。  
これは、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とすることを定めた、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号の規定に反する不適切な事務処理である。

- 再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
- (2) 土木部中央東土木事務所  
河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。  
これは、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。  
速やかには是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
- (3) 教育委員会高知追手前高等学校  
生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。  
これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。  
また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。  
再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
- (4) 教育委員会高知農業高等学校  
生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。  
これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。  
また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。  
再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
- (5) 教育委員会幡多農業高等学校  
生産物の売払いにおいて、令和4年度に収入調定を行うべきところ、令和5年度に行っていたものがあった。  
これは、普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めた地方自治法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則に反する不適切な事務処理である。

また、歳入徴収者が地方自治法施行令第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 検討事項

土木部高知土木事務所

内部統制に係る案件等において、組織としてのチェック機能が十分に働いていないと考えられる事務処理上の大きなミスが発生していることから、効果的な再発防止策について更なる検討を求める。

3 意見

今回監査を実施した出先の77機関のうち26機関において、是正又は改善を要する不適切な事務処理が50件認められた。

令和4年度と比較して件数が減少したのは16機関、増加したのは22機関で、増減がなかったのは2機関であった。

また、2年連続で適正に事務が行われていたのは、37機関となっている。

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

4 重点項目

(1) 工事監査

監査対象機関が実施する工事の中から土木工事及び建築等工事をそれぞれ選定し、次のとおり実施した。

ア 工事監査の対象

区分	機関名	工事の名称
土木工事	林業振興・環境部中央西林業事務所	仁淀川流域 仁淀川支流南の川小日浦復旧治山工事
建築等工事	教育委員会 高等学校振興課	(新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築主体工事 (新) 安芸中学校・高等学校校舎棟新築電気設備工事 (新) 安芸中学校・高等学校校舎

棟新築機械設備工事

イ 監査の期間

令和5年5月16日から令和6年1月31日まで実施した。このうち、林業振興・環境部中央西林業事務所については令和5年10月4日及び5日に、教育委員会高等学校振興課については同年10月30日及び31日に現地調査を実施した。

ウ 監査の方法

今回の監査は、アの工事について、設計、施工、監理等が適切かつ効率的に行われているかどうかという観点から、公益社団法人大阪技術振興協会に調査を委託し、技術士の協力を得て実施した。

監査に当たっては、監査対象機関から提出された関係書類を照合し、関係職員から説明を聴取するとともに、現場における施工状況を調査した。

エ 監査の結果

設計、積算、契約、施工管理等の各段階における技術的事項の実施状況について調査を行った結果、書類調査及び現地調査ともにおおむね適正に行われていた。

現地調査の過程において提案のあった意見に留意され、今後とも工事に関する事務の執行及び施工に万全を期されたい。

(2) 県単独補助事業の執行について

各機関が実施する県単独補助事業について、事務手続が適正になされているかだけでなく、事業の執行が経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて、監査を行った。

補助事業者への交付額が100万円以上の補助金について、36所属36事業を抽出して実施した結果、補助事業単位では、成果指標や目標が明確に定められていないものが一部見受けられた。

これらは、高知県産業振興計画、南海トラフ地震対策行動計画等の目標値を達成するための手段の一つとして位置づけられている等の理由により、成果指標等を定めていなかったが、補助目的に応じた適切な指標を設定するなど、事業効果の検証について万全を期されたい。

別表1（監査対象機関）

機関名		機関名	
<b>知事部局</b>	<b>総務部</b>	<b>知事部局</b>	<b>土木部</b>
	東京事務所		安芸土木事務所
	公文書館		中央東土木事務所
	安芸県税事務所		高知土木事務所
	中央東県税事務所		中央西土木事務所
	中央西県税事務所		須崎土木事務所
	須崎県税事務所		幡多土木事務所
	幡多県税事務所		土木部 6機関
	総務部 7機関		
	<b>健康政策部</b>		<b>教育委員会</b>
	中央東福祉保健所	東部教育事務所	
	健康政策部 1機関	図書館	
	<b>子ども・福祉政策部</b>	幡多青少年の家	
	療育福祉センター	室戸高等学校	
	中央児童相談所	中芸高等学校	
	子ども・福祉政策部 2機関	県立安芸中学校	
	<b>産業振興推進部</b>	安芸高等学校	
	大阪事務所	城山高等学校	
	名古屋事務所	山田高等学校	
	産業振興推進部 2機関	嶺北高等学校	
	<b>商工労働部</b>	高知農業高等学校	
	工業技術センター	高知東工業高等学校	
	海洋深層水研究所	岡豊高等学校	
	中村高等技術学校	高知東高等学校	
	商工労働部 3機関	高知工業高等学校	
	<b>農業振興部</b>	高知追手前高等学校	
中央東農業振興センター	高知丸の内高等学校		
農業大学校	高知小津高等学校		
農業担い手育成センター	高知北高等学校		
農業振興部 3機関	県立高知国際中学校		
<b>林業振興・環境部</b>	高知国際高等学校		
森林技術センター	伊野商業高等学校		
安芸林業事務所	高岡高等学校		
中央東林業事務所	高知海洋高等学校		
幡多林業事務所	須崎総合高等学校		
林業大学校	佐川高等学校		
林業振興・環境部 5機関	構原高等学校		
	四万十高等学校		

機関名	
<b>教育委員会</b>	<b>教育委員会</b>
	大方高等学校
	幡多農業高等学校
	県立中村中学校
	中村高等学校
	宿毛高等学校
	清水高等学校
	山田特別支援学校
	高知江の口特別支援学校
	日高特別支援学校
中村特別支援学校	
教育委員会 38機関	
<b>警察本部</b>	<b>警察本部</b>
	高知警察署
	高知南警察署
	高知東警察署
	室戸警察署
	安芸警察署
	南国警察署
	土佐警察署
	佐川警察署
	中村警察署
宿毛警察署	
警察本部 10機関	
合計 77機関	

別表2（実施機関別の指摘事項、注意事項及び検討事項）

機関名	（ ）：指摘事項の件数で内数、[ ]：検討事項の件数で内数										
	事務区分							参考			
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和4年度	増減	
<b>総務部</b>		1 (1)	4					5 (1)		5	
東京事務所			1					1		1	
公文書館											
安芸県税事務所			1					1		1	
中央東県税事務所			1					1		1	
中央西県税事務所											
須崎県税事務所		1 (1)	1					2 (1)		2	
幡多県税事務所											
<b>健康政策部</b>			1					1		1	
中央東福祉保健所			1					1		1	
<b>子ども・福祉政策部</b>			1					1	3	△ 2	
療育福祉センター			1					1	2	△ 1	
中央児童相談所									1	△ 1	
<b>産業振興推進部</b>									1	△ 1	
大阪事務所											
名古屋事務所									1	△ 1	
<b>商工労働部</b>									1	△ 1	
工業技術センター											
海洋深層水研究所											
中村高等技術学校									1	△ 1	
<b>農業振興部</b>			1					1	2	2	
中央東農業振興センター			1					1	2	2	
農業大学校											
農業担い手育成センター											
<b>林業振興・環境部</b>			1					1	2	2	
森林技術センター											
安芸林業事務所			1					1	2	2	
中央東林業事務所											
幡多林業事務所											
林業大学校									2	△ 2	
<b>土木部</b>	1 [1]	2 (1)	7	4				4	18 (1) [1]	10 (1)	8
安芸土木事務所			1					1	2	△ 1	
中央東土木事務所		1 (1)	1	1				3 (1)	2	1	
高知土木事務所	1 [1]	1		2				4 [1]	2	2	
中央西土木事務所			1					1	2	2	
須崎土木事務所			3					2	5	1	4
幡多土木事務所			1	1				1	3	3 (1)	

( )：指摘事項の件数で内数、[ ]：検討事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和4年度	増減
<b>教育委員会</b>	1	7 (3)	11	2				21 (3)	12 (1)	9
東部教育事務所										
図書館			2					2		2
幡多青少年の家										
室戸高等学校										
中芸高等学校										
県立安芸中学校									1	△ 1
安芸高等学校			1					1		1
城山高等学校										
山田高等学校									3 (1)	△ 3
嶺北高等学校									1	△ 1
高知農業高等学校		2 (1)	1	1				4 (1)	1	3
高知東工業高等学校									2	△ 2
岡豊高等学校			2	1				3		3
高知東高等学校										
高知工業高等学校			1					1	1	
高知追手前高等学校		2 (1)						2 (1)		2
高知丸の内高等学校										
高知小津高等学校										
高知北高等学校										
県立高知国際中学校									1	△ 1
高知国際高等学校										
伊野商業高等学校										
高岡高等学校										
高知海洋高等学校										
須崎総合高等学校										
佐川高等学校										
構原高等学校										
四万十高等学校			1					1		1
大方高等学校			1					1		1
幡多農業高等学校	1	2 (1)						3 (1)		3
県立中村中学校									1	△ 1
中村高等学校			1					1		1
宿毛高等学校			1					1		1
清水高等学校										
山田特別支援学校										
高知江の口特別支援学校									1	△ 1
日高特別支援学校		1						1		1
中村特別支援学校										



( ) : 指摘事項の件数で内数、[ ] : 検討事項の件数で内数

機関名	事務区分							参考		
	共通	収入事務	支出事務	契約事務	補助金の交付 に関する事務	財産・物品 等管理事務	土木・建築工事 に関する事務	計	令和4年度	増減
<b>警察本部</b>								<b>3 (1)</b>	<b>△ 3</b>	
高知警察署								1	△ 1	
高知南警察署										
高知東警察署										
室戸警察署								1	△ 1	
安芸警察署										
南国警察署										
土佐警察署								1 (1)	△ 1	
佐川警察署										
中村警察署										
宿毛警察署										
<b>計</b>	<b>2 [1]</b>	<b>10 (5)</b>	<b>26</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>50 (5) [1]</b>	<b>32 (3)</b>	<b>18</b>

別表3 (事務区分別の指摘事項、注意事項及び検討事項)

事務区分	指摘事項	注意事項	検討事項	合計		主な事例
	件数	件数	件数	件数	割合(%)	
共通	0	1	1	2	4.0	・支払証の亡失 ・事務処理上の大きなミスを防ぐ、効果的な再発防止策の検討
収入事務	5	5	0	10	20.0	・調定漏れ ・調定年度誤り 等
支出事務	0	26	0	26	52.0	・経費支出何(変更)の作成漏れ ・通勤手当の過払い ・通勤手当の支給漏れ 等
契約事務	0	6	0	6	12.0	・仕様書等の一部添付漏れ ・再委託の事前承諾漏れ ・複数単価契約の、一部単価が予定価格超過
補助金の交付に関する事務	0	0	0	0	—	
財産・物品等管理事務	0	0	0	0	—	
土木・建築工事に関する事務	0	6	0	6	12.0	・工事の検査命令権者誤り ・特記仕様書で定めた事項の確認漏れ 等
<b>計</b>	<b>5</b>	<b>44</b>	<b>1</b>	<b>50</b>	<b>100.0</b>	
参考(令和4年度)	3	29	0	32	—	

備考 各事務区分の割合は、小数点以下第2位を四捨五入している。

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月1日

高知県警察本部長 高清水 善弘

1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

令和6年度仮想化サーバ一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 借入物品の借入場所

高知県警察本部警務部情報管理課が指定する場所

(5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定

により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。

(5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8544

高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部警務部会計課用度係

電話番号088-826-0110（内線2252）

(2) 入札説明書の交付方法

令和6年3月1日（金）から同年4月23日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月24日（水）午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年4月23日午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部2階201会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した借入物品の機能等証明書及び借入物品を納入することができることを証明する書類を令和6年4月2日（火）午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出しなければ

ならない。また、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和6年3月6日（水）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 調達手続の停止等

令和6年度高知県一般会計予算が議決されなかった場合（修正されて議決された場合を含む。）は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
2024 Virtualization server 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 23 April 2024

- (3) Date and time for tender (by hand): 1:30 P.M. on Wednesday 24 April 2024
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the section noted in (5) by 5:00 P.M. on Tuesday 23 April 2024
- (5) Contact: Supplies Section, Accounting Division, Department of Police Administration, Kochi Prefectural Police Headquarters, 2-4-30 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8544  
Tel: 088-826-0110 (ext. 2252)
- (6) Others: As in the tender documentation